

様式第49号（第93条、第95条関係）

公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）
選任（死亡、解任）届出書

年 月 日

（宛先）
越谷市長 宛

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
（電話番号）

埼玉県生活環境保全条例第113条第3項（第115条第2項において準用する第113条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

指定工場等の名称				※整理番号	
指定工場等の所在地				※受理年月日	年 月 日
大気関係	気係	排出ガス量	m ³ N/h		※指定工場等の番号
		ばい煙発生施設の種別	別紙1のとおり。		※備考
水関係	質係	排水の量	m ³ /日		
		汚水等排出施設の種別	別紙2のとおり。		
騒音・振動関係		騒音・振動発生施設の種別	別紙3のとおり。		
ダイオキシン類関係		ダイオキシン類発生施設の種別	別紙4のとおり。		
公害防止主任者		選任年月日		年 月 日	
〔公害防止主任者の代理者〕		職名		氏名	
〔公害防止主任者の代理者〕		担任業務の範囲			
〔公害防止主任者の代理者〕		公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）が他の指定工場等の公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）を兼ねる場合は、その兼ねている指定工場等の名称及び所在地			
選任の事由					
公害防止主任者		死亡、解任年月日		年 月 日	
〔公害防止主任者の代理者〕		職名		氏名	
〔公害防止主任者の代理者〕		担任業務の範囲			
〔公害防止主任者の代理者〕		公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）が他の指定工場等の公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）を兼ねる場合は、その兼ねている指定工場等の名称及び所在地			
解任の事由					

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音・振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する欄に所要事項を記載すること。「公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）」の欄には、「〇〇関係公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）」と記載すること。
- 2 公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）を2人以上選任する場合は、「公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）」の欄を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）が他の指定工場等の公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）を兼ねる場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）第5条第2号ただし書に基づく基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

別紙1

ばい煙発生施設の種類

番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
1				
2				
3				
4				
5				

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の名称を記載すること。
- 2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
- 3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
- 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほか、当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙2

汚水等排出施設の種類

番号	施設の名称	号番号	施設の用途
1			
2			
3			
4			
5			

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設の名称を記載すること。
- 2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。
- 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙 3

騒音発生施設・振動発生施設の種類

番号	施設 の 名 称	公 称 能 力	台 数	施 設 の 用 途
1				
2				
3				
4				
5				

- 備考 1 この表には、施設の種類、公称能力及び施設の用途が同一の場合はまとめて記載するものとし、同一の種類であっても公称能力又は施設の用途が異なる場合はその異なる施設ごとに記載すること。
- 2 「施設の名称」の欄には、騒音規制法施行令別表第1又は振動規制法施行令別表第1に掲げる施設の名称を記載すること。
- 3 「公称能力」の欄には、騒音規制法施行令別表第1又は振動規制法施行令別表第1に掲げる施設の種類ごとに規定する能力の単位を用いて記載すること。ただし、液圧プレス及び機械プレスについては呼び加圧能力（キロニュートン）を、鍛造機については落下部分の重量（トン）を記載すること。
- 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途のほかに当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

別紙 4

ダイオキシン類発生施設の種類

番号	施設 の 名 称	別表番号	号 番 号	施設 の 規 模	施設 の 用 途
1					
2					
3					
4					
5					

- 備考 1 「施設の名称」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1又は別表第2に掲げる施設の名称を記載すること。
- 2 「別表番号」の欄には、当該施設がダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる施設であるときは「第1」、同令別表第2に掲げる施設であるときは「第2」と記載すること。
- 3 「号番号」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1又は別表第2に掲げる号番号を記載すること。
- 4 「施設の規模」の欄には、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる規模を記載すること。ただし、同令別表第2に掲げる施設にあっては、記載しないこと。